
プロジェクト ASAF 対応

項目 保険契約

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2014 年 3 月 26 日及び 27 日に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議における「保険契約」のセッションについて、資料の概要、及び 3 月 16 日に開催された保険契約専門委員会で頂いた意見を踏まえて作成した対応方針 (案) を紹介することを目的としている。
2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

II. ASAF 会議における討議テーマ

3. ASAF 会議における「保険契約」のセッションで討議するテーマは次の通りである。
 - (1) ASBJ ペーパー「保険契約:未稼得利益の表示に関する OCI の使用」及びこれに対する IASB スタッフからの回答
ASBJ から IASB へ提出されたペーパー「保険契約:未稼得利益の表示に関する OCI の使用」(以下、ASBJ ペーパー)について、これに対する IASB スタッフからの回答(反論)を纏めた資料と合わせて、議論される予定である。
 - (2) 移行上の救済措置
IFRS 第 9 号の強制適用日と現在検討中の保険契約基準の強制適用日が異なることが想定されることを踏まえて、移行時における追加の救済措置についても議論される予定である。

III. ASBJ ペーパー及びこれに対する IASB スタッフからの回答

ASAF 会議資料の概要

(ASBJ ペーパー)

4. 一般原則として、保険契約の要素及び基礎となる資産からのキャッシュ・フローが重要な程度に相互に関連している場合(特に、有配当契約の場合)は、契約上のサービス・マージン(以下、CSM)を「完全に」アンロックすることを概ね支持する。
5. 一方で、CSM を財政状態計算書上の負債の部に表示することが適切かという点に関

して、CSMの性質を概念フレームワークにおける負債の定義との関係で検討すると、企業は第三者に未稼得利益を移転する債務を負っていないため、負債の定義に該当しない。

6. CSMが財政状態を報告する観点から目的適合性がある測定と財務業績を報告する観点から目的適合性がある測定との差額のため、その他の包括利益(OCI)として会計処理し、財政状態計算書上はその他の包括利益累計額(AOCI)として表示すべきである。また、CSMが未稼得利益を表象するという点は、有配当契約と無配当契約との間で大差がないため、CSMをAOCIに表示する提案は、保険契約が有配当契約か無配当契約かに関わらず適用されるべきである。

(IASB スタッフの回答)

7. IASBスタッフは、ASBJの主な主張を概ね下表左欄のとおり纏めたうえで、概ね右欄のとおり回答している¹。

ASBJの主張	IASBスタッフの回答
CSMは負債の定義を満たさず、したがって、負債として表示すべきではない。	CSMは保険契約負債の測定の一つの構成要素である。保険契約は、全体として、現行及び提案されている概念フレームワークの負債の定義を満たす。
保険契約負債の一部として表示されるCSMはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項と整合していない。	当初認識においてCSMを保険契約負債の測定に含めることは、IFRS第15号に準拠して、負債に原価ベース測定を使用することと整合的である。
OCIは、財政状態を表す観点で目的適合的な測定値と財務業績を表す観点から目的適合的な測定値が異なる場合に使用される「連結環」である。連結環としてのOCIは、当初認識においても発生する。	当初認識において企業は契約上のいかなるサービスも提供していないので、保険契約の当初認識においてCSMは収益(income)ではない。
利益を生むことが見込まれる契約を認識すると直ちに資本が増加することになる。デット・エクイティ・レシオの計算や健全性報告の目的のためには、AOCIを資本の別の区分とすべきである(企業の所有者に帰属すべき区分以外に分類する)。	CSMを資本に含めることは、資本を資本保有者の報告日現在の残余の権利と定義しているIFRSと不整合である。

¹ この表は、ASBJの主張に対するIASBスタッフの回答を纏めたものであるが、「ASBJの主張」とされているものの中には、ASBJの主張を正しく記載していないものがある。

ASBJ の主張	IASB スタッフの回答
純損益は、ある会計期間における企業の事業活動に関する不可逆な成果を包括的に示すものである。	純損益を当該期間の企業の不可逆な成果と見ることは、純損益を当該期間の業績の主要な情報源と記載している今後公表予定の概念フレームワーク公開草案(ED)と不整合であることを指摘する。そのうえ、保険契約の文脈のなかでそのような考え方を適用していくことは、実務上困難である。

8. 上記分析を基に、ASAF メンバーに対して IASB の回答に同意するかどうかを質問している。

保険契約専門委員会で示された主な意見

9. 3月16日に開催された保険契約専門委員会では、ASBJ 事務局の気付き事項について特に違和感はないという意見のほか、CSM が概念フレームワーク上の負債の定義を満たさず、将来利益を表象するものであることの理由の記述に関して、主に次のような意見が示された。
- ・ 将来キャッシュ・インフローの測定は、市場参加者の観点からではなく、保険者の観点から解約率などを勘案して行われるものであると考えている。
 - ・ 将来キャッシュ・インフローは、市場参加者の観点から測定しているのではなく、保険者の入口価値で測定しているものと認識している。

ASAF 会議に向けた対応方針（案）

10. 保険契約専門委員会で示された意見を踏まえて、ASAF 会議における対応方針（案）は添付別紙（最右欄：「IASB スタッフの回答に対する ASBJ 事務局の気付き事項」欄）の通りである。

IV. 移行上の救済措置

資料概要

(現在の検討状況)

11. IASB における保険契約プロジェクトは、現在も継続検討中であり、強制適用日は最終基準の公表から3年後とされているため、保険契約基準の強制適用日は、IFRS 第9号「金融商品」(IFRS 第9号)の強制適用日(2018年1月1日)よりも後とされる予定である。
12. 一部の関係者は、IFRS 第9号の強制適用日と新たな保険契約基準の強制適用日との間に十分な間隔を空けることを提案していた。

(ASAF メンバーへの質問1)

13. 上記の検討状況を踏まえて、ASAF メンバーに対して、次の点について質問がされている。

IFRS 第9号の強制適用日と新たな保険契約基準の強制適用日との間に、最低限どの程度の期間が必要か。
--

(事業モデルの再評価に関する移行上の救済措置)

14. 2015年1月のIASB 会議において、IASB は、新たな保険契約基準を適用する際に、金融資産の事業モデルの再評価に関する追加の救済措置を検討することを暫定決定した。
15. IFRS 第9号のB4.4.1項では、企業の事業モデルの変更が生じるのは、企業が自らの事業にとって重要な活動の開始又は終了のいずれかを行う場合(例えば、企業が事業分野を取得、処分又は終了した場合)だけであると規定されている。そのため、新たな保険契約基準を初めて適用する際に、その時点で存在する事実及び状況に基づいて事業モデルを再評価することを認める場合は、その閾値はIFRS 第9号が規定している閾値よりも低くなる。
16. 上記の前提に基づき、IASB は IASB スタッフに対して、次の点を検討するように指示した。
 - (1) 事業モデルの再評価を行う金融資産をどのように特定するか。また、その理由は何か。
 - (2) 事業モデルの再評価を強制とすべきか、又は任意とすべきか。
 - (3) 事業モデルを再評価した結果として、金融資産の分類変更を行う場合に、次の点をどのように会計処理するか。
 - ・ 金融資産の分類変更は、遡及適用するか、又は将来に向かって適用するか。
 - ・ 金融資産の分類変更の結果として生じる損益は、財務諸表のどの部分で認識するか。

(4) 金融資産の分類変更を行う場合に、どのような開示が要求されるべきか。

17. IASB は、上記の点に関するフィードバックを ASAF メンバーにも求めたいと考えている。

(論点 1—事業モデルの再評価を行う金融資産の特定方法)

18. IASB スタッフは、救済措置の適用範囲について、次の 4 つの方法が想定されると考えている。

方法	特徴
①移行上の救済措置を報告企業の全ての金融資産に適用する。	<ul style="list-style-type: none"> • この方法を採用する場合は、救済措置を適用する報告企業の範囲（例えば、全ての企業、保険契約を発行する全ての企業、保険会社として規制されている全ての企業）を特定する必要がある。
②移行上の救済措置を保険契約と契約上関係づけられている金融資産のみに適用する。	<ul style="list-style-type: none"> • この方法は、他の方法と比較して適用範囲が最も狭い。 • 保険契約と関係づけられる金融資産を保有していない企業は、事業モデルの再評価を検討する必要がない。 • 保険契約上は関係ないが、保険契約の基礎となっている金融資産を当該対象から控除する必要がある。
③企業が保険事業に関する金融資産を特定し、特定された金融資産に移行上の救済措置を適用する。	<ul style="list-style-type: none"> • 保険事業と保険以外の事業の両方を行っている企業は、保険事業に関する金融資産を特定する必要がある。 • 企業が保険事業のみを行っている場合は、全ての金融資産が保険事業に関するものである。 • 方法②よりも適用範囲が広い。
④企業が保険事業に関する金融資産を 1 回限りで指定し、指定された金融資産に移行上の救済措置を適用する。	<ul style="list-style-type: none"> • この方法では、保険事業が重大ではない企業においては、保険事業に関する金融資産の指定を行わないことにより、金融資産の事業モデルの再評価を検討する必要はない。 • 方法②よりも適用範囲が広い。

(論点 2—移行上の救済措置は強制か又は任意か)

19. 事業モデルの再評価に関する移行上の救済措置は、企業が IFRS 第 9 号を適用した際に行った事業モデルの評価を再検討することを意味している。一部の企業（特に、保険以外の事業を行う企業等）にとっては、救済措置を適用するコストがその便益

を上回る可能性がある。

20. 事業モデルの再評価を「要求」する利点としては、次の点があると考えている。
- 企業間の比較可能性が増加し、基準が整合的に適用される。
 - 選択肢が減るため、新たな保険契約基準で提案している移行のアプローチや他のIFRSと整合する。
21. 一方、事業モデルの再評価を「選択肢」として許容すると、救済措置を適用するコストがその便益を上回るかどうかを企業が判断することが可能である。

(論点 3—金融資産の分類変更の会計処理)

22. 事業モデルの再評価の結果として、金融資産の分類を変更する場合に、どのように会計処理を行うかを検討する必要がある。
23. 具体的な検討を要する箇所としては、次の事項が考えられる。
- (1) 分類変更の適用方法
- 新たな保険契約基準を初めて適用する時点から、将来に向かって適用する (IFRS 第 9 号における金融資産の分類変更に関する要求事項と整合する)。
 - 遡及適用する (IFRS 第 9 号及び新たな保険契約基準の経過措置に関する要求事項と整合する)。
- (2) 分類変更の結果として生じる損益をどのように取り扱うか。
- 純損益に計上する (IFRS 第 9 号における分類変更の要求事項と整合する)。
 - 移行日時点の期首利益剰余金に直接計上する (IFRS 第 9 号及び新たな保険契約基準の経過措置に関する要求事項と整合する)。

(論点 4—追加的な開示の要否)

24. 財務諸表利用者が、新たな保険契約基準へ移行する際の事業モデル再評価の影響を評価することができるように、どのような追加的な開示が必要かを検討する必要がある。

(ASAF メンバーへの質問 2)

25. ASAF メンバーへの質問は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <p>(1) 事業モデルの再評価を行う金融資産をどのように特定するか。また、その理由は何か。</p> <p>(2) 事業モデルの再評価を強制とすべきか、又は任意とすべきか。</p> <p>(3) 事業モデルの再評価の結果として、金融資産の分類を変更する場合に、どのような会計処理を行うか (本資料第 23 項参照)。</p> |
|--|

(4) 財務諸表利用者が、新たな保険契約基準へ移行する際の事業モデル再評価の影響を評価することができるように、どのような追加的な開示が必要か。

保険契約専門委員会で示された主な意見

26. 3月16日に開催された保険契約専門委員会では、主に次のような意見が示された。

- ASBJ 事務局の対応方針に理論的には同意するが、IFRS 第9号が先行して強制適用されると考えられる欧州の保険会社の立場も考慮した上で意見発信することを考えても良いのではないか。
- 保険契約基準の適用は、企業の事業モデルに大きな影響を及ぼすものと認識しているが、IFRS 第9号に基づく事業モデルの変更に該当するか否かという点に懸念があるため、新たな保険契約基準の適用時において、事業モデルの変更に特段の規定を設けて明確化すべきである。
- 本件が移行上の緩和措置であることを念頭に置くと、必要以上に理論的である必要はなく、少なくとも現段階において、追加の救済措置は不要であるとの意見は避けるべきである。

ASAF 会議における発言（案）

（全体）

27. 我々は、経過措置については、有配当契約に関する会計処理について審議が終了した段階で議論すべきと考えている。これは、経過措置のあり方は、会計処理基準のあり方によって異なると考えられるほか、IASB の審議において、有配当契約に関する会計処理が今後本格的に行われる予定であるためである。

（IFRS 第9号の強制適用日との間隔）

28. 新たな保険契約基準の要求事項は各国における現行の実務を大きく変えることが予想される。このため、我々は、保険契約基準の最終化に先立ち、フィールド・ワーク等を通じて、適用における実務上の問題点を十分に検証する必要があると考えている。

29. 最終基準公表から強制適用日までの期間については、改訂 ED で提案されているとおり、最低3年の準備期間は確保されるべきと考えている。なお、我が国の市場関係者からは、相当大幅なシステム投資が必要となるため、5年程度の準備期間が必要であるとの意見も聞かれている。

(事業モデルの再評価に関する移行上の救済措置)

30. 我々は、新たな保険基準に円滑に移行することが重要であると考えているが、事業モデルの再評価について、移行上の救済措置を設けるべきかどうかについては、慎重に検討すべきと考えている。これは、事業モデルは、そもそも事実に基づくものであり、再評価を行うことに馴染まないほか、現行の IFRS 第 9 号では、新たな会計基準の適用によって事業モデルが実際に変更されるのであれば、変更後の事業モデルに基づき、金融資産の分類・測定が行われることが要求されているためである。
31. 他方、我々は、欧州等において、IFRS 第 9 号の適用時期と新たな保険契約の会計基準の適用時期が相違するために、重要な会計上のミスマッチが生じることを懸念する見解が強く示されていることを承知している。我々は、こうした懸念は、IFRS 第 9 号 (B4. 4. 1 項) において、変更が非常に稀であることが想定されている旨が記載されていることに起因するものと認識している。このため、我々は、当該文言が、実務上、過度に保守的に解釈され過ぎないように、IASB が当該文言について限定的な修正を行うことは検討の価値があるものと考えている。

V. その他

32. 2015 年 3 月の IASB 会議の教育セッションでは、有配当契約の会計処理（対象範囲、CSM 及び OCI の会計処理、CSM の償却）について検討が行われている²。本内容は ASAF 会議における討議テーマに設定されていないものの、ASBJ ペーパーを踏まえ、適宜、対応する予定である。

以 上

² ロンドン時間 3 月 19 日（木）に開催。

1. CSM の負債への表示の妥当性
2. IFRS 第 15 号との関係

アジェンダ・ペーパー6B の記載		IASB スタッフの回答に対する ASBJ 事務局の気づき事項
ASBJ ペーパーの主張	IASB スタッフの回答	
<p>1. CSMの負債への表示の妥当性</p> <p>ASBJ ペーパーは、CSM は負債の定義を満たさず、したがって、負債として表示すべきではないと述べている。なぜならば、企業は未稼得利益を第三者に移転する債務を負っていないからである。</p>	<p>現行の概念フレームワークは、負債を「過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業に流出することが予想されるもの」と定義している。さらに、概念フレームワークの見直しプロジェクトにおいて、IASB は、負債を「過去の事象の結果として、企業が経済的資源を移転する現在の義務」と定義することを暫定決定した。IASB が提案しているモデルでは、CSM は未稼得利益を移転する債務を表象しない。と言うよりも、CSM は保険契約負債の測定の一つの構成要素である。その結果生じる測定は、保険契約全体から生み出される経済的資源を移転する債務を表す。したがって、保険契約は、全体として、現行及び提案されている概念フレームワークの負債の定義を満たす。</p>	<p>これまで、多くの会計基準では、取引が第三者間の条件でなされることを前提として、契約時点ではキャッシュ・インフローとアウトフローの見込みは一致するという前提が採用されており、例外的な状況を除き、Day-1 損益は発生しないこととされている。</p> <p>しかし、保険契約の会計基準では、当初認識時点において、将来のキャッシュ・インフローは、保険契約者から受領見込みの保険料がされる一方、将来のキャッシュ・アウトフローについても見積りをベースとして測定がなされる。その際、両者は常に一致しないことが想定されており、将来キャッシュ・インフローの見積りとキャッシュ・アウトフローの見積りとの差額は、測定の性格上、将来利益を表象するもので</p>

アジェンダ・ペーパー6B の記載		IASB スタッフの回答に対する ASBJ 事務局の気付き事項
ASBJ ペーパーの主張	IASB スタッフの回答	
<p>2. IFRS第 15号との関係</p> <p>ASBJ ペーパーは、ASBJ は、保険負債の一部として表示される CSM は IFRS 第 15号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項と整合していないと考えていると述べている。なぜならば、ASBJ は次のとおり考えるからである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS 第 15号は企業の財政状態を報告する目的で現在価値測定することを要求しておらず、未稼得利益が財政状態計算書に認識されない。 <p>IFRS 第 15号では、顧客との契約の測定基礎は、顧客の視点からのみで決定されている。この結果、未稼得利益の一部が財政状態計算書上に表示されることはない。</p>	<p>当初認識において CSM を保険負債の測定に含めることは、IFRS 第 15号に準拠して、負債に原価ベース測定を使用することと整合的である。顧客との契約からの収益は、企業が当該契約に対して請求する利益を含んだ合計代価で測定される。同様に、CSM を保険契約の測定に含めることで、当該契約が取引価格で測定されることが確保される。IFRS 第 15号及び新たな保険契約基準の双方において、この取引価格は企業が顧客に請求した金額であり、したがって、顧客の視点からのみのもではない。</p> <p>当初認識以降に現在価値での測定を要求することは、この結論を変更しない。しかし、スタッフは次の点を指摘する。すなわち、当初認識以降、将来のサービスに関連した見積りの変更を反映させるために CSM を調整することは、保険契約全体の測定を当初の取引</p>	<p>ある。</p> <p>IASB の 2013 年改訂公開草案では、それを CSM とし、保険契約の測定の構成要素として、保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得利益を表すものとしている。履行キャッシュ・フローの現在価値と CSM は、財務諸表上、保険契約負債として合算して表示されるが、別個の会計単位とされており、別個の会計処理が要求されている。このため、両者を合算して捉えて負債として表示することは適切でないと考えられる。</p> <p>仮に IFRS 第 15号との整合性を重視するのであれば、保険契約負債は、市場参加者の観点から顧客対価によって測定される必要がある。そうしたアプローチを採用しないのであれば、保険契約の会計基準の考え方は IFRS 第 15号の基本的な考え方とそもそも相違するため、IFRS 第 15号との整</p>

アジェンダ・ペーパー6B の記載		IASB スタッフの回答に対する ASBJ 事務局の気付き事項
ASBJ ペーパーの主張	IASB スタッフの回答	
	価格にロックインする効果があり、このことも IFRS 第 15 号の提案と整合的である。	合性を考慮することは不要と考えられる。 なお、IASB スタッフによる ASBJ ペーパーの説明では、ASBJ は CSM が IFRS 第 15 号と整合していないと主張しているとされているが、ASBJ ペーパーでは、そもそも IFRS 第 15 号との整合性は必要でないと考えられており、我々の見解について一部誤解があるものと考えられる。

3. 当初認識における OCI の使用

アジェンダ・ペーパー6B の記載		IASB スタッフの回答に対する事務局の気付き事項
ASBJ ペーパーの主張	IASB スタッフの回答	
ASBJのペーパーは、OCIは、財政状態を表す観点で目的適合的な測定値と財務業績を表す観点から目的適合的な測定値が異なる場合に使用される「連結環」であると考えている ³ 。	IAS 第 1 号「財務諸表の表示」も今後公表予定の概念フレームワーク ED も、純損益及びOCIは当該期間の業績に関する情報源であるとしている。したがって、保険契約の当初認識において CSM を OCI（又は純損益）に報告することは、当初認識におい	概念フレームワークでは、income は、当期における経済的便益の増加（資本参加者との取引によるものを除く）とされており、契約上の財・サービスの提供を行ったか否かという事実とは無関係に決められている。例えば、政府から補助金を受けた

³ この見解は、2013 年 12 月の ASAF 会議で議論された ASBJ のペーパー「純損益/その他の包括利益及び測定」においてより詳細に記載されている。

アジェンダ・ペーパー6B の記載		IASB スタッフの回答に対する事務局の気付き事項
ASBJ ペーパーの主張	IASB スタッフの回答	
<p>次の場合、1つの項目に対して2つの異なった測定属性を使用することができ、したがって、OCI を連結環として使用すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 報告日まで更新された情報を使用してリスクに晒されている資産又は負債を再測定することが財政状態を表す観点では目的適格的であるが、 ● そのような再測定値は財務業績を表す観点では目的適格的でない。 <p>ASBJ ペーパーは、CSM は保険契約の再測定からというよりも当初認識において発生することを認識している。しかしながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ASBJ は、企業の視点からキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローを測定することが企業の財政業績ではなく財政状態を報告する観点からは適切と考えられるという点において、提案されている保険契約基準は他 	<p>てCSMが収益 (income) の定義を満たす場合にのみ適切である。しかしながら、IASB は、当初認識において企業は契約上のいかなるサービスも提供していないので、保険契約の当初認識において CSM は収益 (income) ではないと結論づけた。むしろ、CSM は、負債の測定の一部を表象し、契約に基づくサービスを提供する債務を表す。その上、仮にCSMが収益の定義を満たしたとしても、今後公表予定の概念フレームワーク ED は次のとおり記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 収益及び費用の項目は純損益に含めるべきであるという推定がある。 ● 収益及び費用の項目は、それらが再測定から発生し、かつ、そうすることが当該期間の純損益の目的適合性を向上させる場合に限り、OCI で報告することができる。 <p>したがって、CSM は事後測定の結果ではな</p>	<p>場合、必ずしも政府に対して財やサービスの提供を行う訳ではないが、経済的便益の増加が対応する期間にわたって収益に認識される。</p> <p>また、IASB が暫定決定を行っている通り、純利益が主要な業績指標と考えられることから、契約に基づくサービスを提供する以前にOCIが認識されることについては否定されるものではないと考えられる。</p> <p>なお、IASB が概念フレームワークの見直しプロジェクトにおいてOCIを当初認識時に使用すべきでないという旨について暫定決定を行っていることは承知しているが、我々は、これは現行の会計基準における慣行を踏まえたものであり、理屈上、当初認識時におけるOCIの使用が当然に否定されるべきものとは考えていない。</p> <p>保険契約の会計基準においては、1の質問への回答で示したとおり、これまでの会</p>

アジェンダ・ペーパー6B の記載		IASB スタッフの回答に対する事務局の気付き事項
ASBJ ペーパーの主張	IASB スタッフの回答	
<p>の基準とは異なる性質があると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ASBJ は、IFRS が当初認識時の測定基礎として一般的に取引価格を使用しているために、IASB は当初認識時点で CSM を表示するのに OCI を使用していないのであり、当初認識時点で OCI を使用するかどうかに関してこれまで十分に議論されていないのではないかと考えている。 ● ASBJ は、当初認識時点で CSM を OCI に表示することは、OCI に関する ASBJ の見解及び概念フレームワーク・プロジェクトの 2014 年 7 月の IASB 会議の暫定決定の双方と整合的であると考えている。なぜならば、2つの測定基礎を使用する必要性は当初認識時点で発生することがあるからである。 	<p>く当初認識で発生することから、CSM を OCI で報告することは概念フレームワーク ED のもとでは適切なことではない。スタッフは、保険契約を測定するために企業の視点でキャッシュ・インフローやキャッシュ・アウトフローを使用することはこの結論を変更しないと考える。</p>	<p>計基準とは異なるアプローチを適用しようとしていることから、従来の慣行とは整合しない帰結もあり得ると考えている。</p>

4. CSM を AOCI として表示する

アジェンダ・ペーパー6B の記載		IASB スタッフの回答に対する事務局の気付き事項
ASBJ ペーパーの主張	IASB スタッフの回答	
<p>ASBJ ペーパーは、CSM は、当初認識において及び純損益に含まれるまでは事後測定においても、資本の一部（特に AOCI）であることを提案している。この提案によると、利益を生むことが見込まれる契約を認識すると直ちに資本が増加することになる。この結果、以下のことが生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● デット・エクイティ・レシオを減少させ、財務諸表の利用者に誤った情報を提供することになる。 ● 将来の利益を除外して資本を計算する健全性規制の要求事項と不整合になる。 <p>上記の結果を踏まえ、ASBJ ペーパーは、さらに、AOCI を資本の別の区分とする（企業の所有者に帰属すべき区分以外に分類する）ことを提案している。こうすることで、利用者は、デット・エクイティ・レシオの</p>	<p>スタッフは、CSM を資本の中に入れることは、資本を資本保有者の報告日現在の残余の権利と定義している IFRS と不整合であると考え。CSM は未だ稼得されていないために、報告日現在で資本保有者に帰属していない。さらに、当該期間に OCI に含めるべき収益及び費用の項目は当該期間の企業の業績を表象するものである。したがって、OCI の累計残高（AOCI）は資本の一部であり、デット・エクイティ・レシオ計算の目的上、控除すべきではない。</p> <p>スタッフは、健全性を要求する規制当局は財務諸表利用者とは異なる目的を有しており、したがって、資本に関して異なる目的を設定しているかもしれない点を指摘する。したがって、健全性報告目的での資本の取り扱いを資本の会計上の取り扱いの基礎としてはならない。</p>	<p>我々は、資本に表示される項目すべてが稼得されたものから構成されるべきとは考えていない。例えば、IFRS 第9号においても、負債性金融商品について、未実現利益が AOCI として表示することが要求されている。</p> <p>また、デット・エクイティ・レシオの計算等に、AOCI を含めるべきか否かは利用者が判断すべきことで会計基準設定主体が決めることではない。仮に、資本に表示される金額をデット・エクイティ・レシオの使用目的に適合しようとするのであれば、資本(AOCI を含む)を残余とする現行の枠組みについて見直しが必要となるのではないか。</p> <p>なお、我々は、一般目的の財務報告と監督上必要な財務情報とでは目的が相違するため、両者が常に一致すべきとまでは考</p>

アジェンダ・ペーパー6B の記載		IASB スタッフの回答に対する事務局の気付き事項
ASBJ ペーパーの主張	IASB スタッフの回答	
計算や健全性報告の目的のために、AOCI を除外することができることになる。		えていない。

5. 純損益に報告する金額

アジェンダ・ペーパー6B の記載		IASB スタッフの回答に対する事務局の気付き事項
ASBJ ペーパーの主張	IASB スタッフの回答	
<p>ASBJ ペーパーは、純損益は、一期間における純資産の変動のうち、所有者の立場としての所有者との取引による資本の変動によらない部分から発生すると提案している。この点はさらに以下のとおり記載されている。</p> <p>1) 純損益は、ある会計期間における企業の事業活動に関する不可逆な成果を包括的に示すものである。</p> <p>2) 財務業績を報告する観点から目的適合性がある考えられる測定基礎は、前期からの残高を繰り越した上で（当初認</p>	<p>スタッフは、純損益を当該期間の企業の不可逆な成果と見ることは、純損益を当該期間の業績の主要な情報源と記載している今後公表予定の概念フレームワーク ED と不整合であることを指摘する。そのうえ、保険契約の文脈のなかでそのような考え方を適用していくことは、実務上困難である。と言うのは、保険契約がまだ有効な間は、利得又は損失をいつ認識するかが不確定であるからである。有効な契約については、あるリスクは、減少したとしても依然存在し、したがって、全てのリスクが完全に除去されるまでは、不可逆とはならな</p>	<p>我々は、IASB スタッフからの回答には一部誤解が含まれていると考えている。特に、我々は、全てのリスクが完全に除去されるまでリスクが不可逆になるとは考えていない。</p> <p>このため、我々は、今回のペーパーにおいて、未稼得利益を表象するとされているCSMを負債でなく、AOCIとして表示することを提案しているだけで、純損益に表示する金額について、割引率の変動の表示方法について会計方針で選択できる点を除いて、大きな懸念を表明していない。</p>

アジェンダ・ペーパー6B の記載		IASB スタッフの回答に対する事務局の気付き事項
ASBJ ペーパーの主張	IASB スタッフの回答	
<p>識時点ではゼロとし、事後の期間においては、特定の測定基礎（例えば、公正価値）を適用するというよりは、加算及び減算を適切に調整して決定される。</p>	<p>い。その上、ASBJ ペーパーが提案する手法は、（ある種の金融資産に対して）時の経過とともに巻き戻る利得及び損失を純損益で認識することを要求する他の IFRS（例えば、IFRS 第9号）とも不整合である。</p>	<p>むしろ、我々は、AOCI から純損益への組替表示にあたって、IASB が CSM の償却方法を決定するにあたって考慮すべきとしているドライバーと概ね同様な規準によることを提案している。</p>

以上